

(別紙)

「認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」(令和4年5月20日付け国住政第20号・国住生第76号・国住指第128号)

新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">国土交通省住宅局住宅経済・法制課長 <u>(公印省略)</u></p> <p style="text-align: center;">住 宅 生 産 課 長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">建 築 指 導 課 長 (公印省略)</p> <p>認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 住宅用家屋証明書が発行されず、本証明書が必要となる場合について (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 床面積が40㎡以上50㎡未満の場合 (略)</p>	<p style="text-align: center;">国土交通省住宅局住宅企画官</p> <p style="text-align: center;">住 宅 生 産 課 長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">建 築 指 導 課 長 (公印省略)</p> <p>認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 住宅用家屋証明書が発行されず、本証明書が必要となる場合について (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 床面積が40㎡以上50㎡未満の場合 (略)</p>

(i)・(ii) (略)

一方、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置に係る床面積の要件は、法第 41 条第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合にあっては、床面積が 40 m²以上 50 m²未満であることとされている（令第 26 条第 30 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 32 項）が、このような場合には住宅用家屋証明書が発行されないこととなる。

④ (略)

(i)・(ii) (略)

一方、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置に係る床面積の要件は、法第 41 条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合にあっては、床面積が 40 m²以上 50 m²未満であることとされている（令第 26 条第 30 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 32 項）が、このような場合には住宅用家屋証明書が発行されないこととなる。

④ (略)